

公正な議定書に向けて NGOから見た課題

A SEED JAPAN共同代表

小林 邦彦

ABS議定書に残された課題

1. 原産国 (country of origin)
2. 遺伝資源へのアクセス (access to genetic resource)
3. 遺伝資源の利用の定義 (the term of “utilization of genetic resource”)
4. 遺伝資源の乱用の定義 (the term of “misappropriation of genetic resource”)
5. 遵守措置 (compliance measures)
6. 遺伝資源に関連した公的に利用できる伝統的知識の共通理解 (the common understanding of “publicly available TK associated with GR”)
7. 議定書の適用範囲 (scope of this Protocol)
8. 非締約国 (non-parties)

議定書の適用範囲

- 議定書の適用範囲は、条約15条3項に記載されている「締約国が提供する遺伝資源は当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するもの」を採用するべきである。（関連条項3条など）
 - ABS議定書は、条約の下で作られるため、条約との整合性が必要。

原産国への利益配分の拡大

- 締約国は、議定書発効前に獲得した遺伝資源の新しく、継続した利用に対して、生息域内に存する遺伝素材を提供する国と公正で衡平な利益配分契約を結ぶための穏当な措置をとることを利用者に推奨するべきである。(関連条項3条)
 - 植物園に収集されている生植物のうち90%以上は1993年の生物多様性条約発効以前に収集された植物であると推測されている(SCBD)。
 - しかし、すでに遺伝資源が多くの製品に利用されていることから、議定書において条約発効以前に遡って遡及適用を認めることは困難である。また、条約違反に違反して移転した遺伝資源を議定書で利益配分を行う対象として位置付けることも難しい。
 - したがって、条約15条3項に含まれない原産国への利益配分を議定書において推奨することが望ましいと考える。なお、自主的に原産国への利益配分を行っている例としては、英国のキュー王立植物園等の事例がある。

遺伝資源へのアクセス

- 事前の情報に基づく同意を提供することを決めた証拠として、国際的に認知された認証書の発行を提供するべきである。(関連条項5条2項(d))
 - 13条に関連をして、国際的に認知された認証書がなければ、遵守の措置を確保することは困難であり、13条の関係上、国際的に認知された認証書の代替である許可書では、その意味を持ち得ない。また、認証書も国際的に認知された認証書でなければ、遵守措置として範囲外になってしまう可能性がある。
 - 国際的に認知された認証書の発行があることで、合法なのか違法なのかを判断することができる可能性を見出すことができる。

遺伝資源に関連した公的に利用できる伝統的知識の共通理解

- 公的に利用できる (Publicly available) 遺伝資源に関連した伝統的知識の利用から生じる利益は元々保有していた先住民族及び地域住民に利益配分を推奨するべきである。(関連条項: 9条5項)
 - サン族が保有する遺伝資源“フーディア”の事例から想起されるように、多くの人々が利用可能となっていたとしても、元来その知識を保有していた、その権利を保有していたのは、先住民族及び地域社会である。そのため、先住民族及び地域社会に利益は配分されるべきである。
 - ただし、遡及適用の問題が生じてくるため、推奨規定にすることが現実的である。

遵守措置

- 取得された遺伝資源の利用の遵守を支援するために適宜、監視、追跡、報告する仕組みを作るべきである。(関連条項13条)
 - 利用者が取得した遺伝資源の利用を遵守をしているか認証するのに、法的確実性を担保するため。現状の監視のみでは、法的確実性、明確性、透明性を担保するのは十分とはいえない。

MATsの実施に関する情報共有

- 遺伝資源の利用者と提供者に報告義務を含めて、相互に合意する条件の実施についての情報を共有する規定を相互に合意する条件の中に含めることを要求するべきである。(関連条項:13条1項(b))
 - 実施の情報を共有することで、アクセスと利益配分に透明性を持たせることが出来る。また、実施の情報を共有することで、配分された利益が生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献したかどうかを確認することができる。